

環境局都民の声窓口寄せられた都民の声（令和元年11月分）

◆ 対応事例

対応事例 1

件名	少量の産業廃棄物に関する契約について
概要	テナントビルにおいて、年に数本しか廃棄されない廃蛍光灯について、テナントごとに契約するのではなく、ビル全体の廃棄物としてビルオーナーが契約することはできないか。
対応	<p>産業廃棄物処理の委託契約は、廃棄物の排出者が行う必要があります。そのため、テナントの賃貸契約でオーナーが蛍光灯の維持管理を行うことになっていれば別ですが、そうでなければ各テナントが処理業者と契約する必要があります。</p> <p>しかし、少量で契約するのは効率的にも経済的にもマイナスですので、保管場所があるのであれば、一定量たまった時点で処分することをお勧めします。</p> <p>なお、東京都と東京都環境公社は、産業廃棄物の適正処理に関する事業者向け講習会として「産業廃棄物管理責任者講習会」を例年開催しております。最新の情報についてはHPを御確認ください。 https://www.tokyokankyo.jp/jigyo/resource-circulation/lecture/haishutsu</p>